

# 仕 様 書

## ■案件名： 宍道湖西部浄化センターの改築工事等に伴う発生材の売払い

### 1. 売払い品目・数量

別紙「発生物件調書」のとおり

| 保管場所                                         | 品名     | 規格・仕様              | 予定数量（t） |
|----------------------------------------------|--------|--------------------|---------|
| 出雲市大社町中荒木 2391<br>宍道湖西部浄化センター<br>（別紙「平面図」参照） | 鋼材類    | 別紙「発生材リスト」の<br>とおり | 82.62   |
|                                              | 電気ケーブル |                    | 0.00    |
|                                              | 合計     |                    | 82.62   |

### 2. 引渡し条件

- （1） 引渡し場所（保管場所）からの積込・搬出に係る費用は、買受人の負担とする。
- （2） 現状引渡しとする。
- （3） 島根県宍道湖流域下水道事務所職員の立会いの下、作業を実施すること。
- （4） 引取り作業にあたっては、買受人が立ち会うこと。

### 3. 引渡し時期

- （1） 引渡しは、買主が代金を完納した後とする。
- （2） 搬出期間は、契約日から令和8年2月27日までとする。
- （3） 搬出作業時間は、平日の午前8時30分から午後5時までとする。

### 4. 代金の納入

本県が指定した期日までに納入すること。

### 5. その他

- （1） 本件売払い契約にあたっては、物品売買契約書、島根県会計規則、その他関係法令を遵守すること。
- （2） 契約締結後の物品については、災害・盗難等による亡失・き損等が発生しても、本県はその責任を一切負わないものとする。
- （3） 搬出作業にあたっては、日程・方法等に係る作業計画書を作成の上、事前に島根県宍道湖流域下水道事務所職員と打合せを行い、その指示を受けること。
- （4） 搬出作業にあたっては、作業の安全性を確保し、搬出期限までに保管場所から搬出するとともに、その跡地の整理を完了させること。
- （5） 搬出作業により東部浄化センターの施設を破損した場合は、買受人の責任により現状復元を行うこと。
- （6） 売払い物品のうち、大型重量物品については、安全性を確保した上で、必要最小限の切断を認める。